自動車関連産業の大企業ヒアリングの結果

平成28年6月中小企業庁

1. 対象数 : 31 社 (部品 18 社、完成車 13 社)

2. 実施時期: 平成 28 年 4 月~6 月

3. 結果概要: (下線が前回からの変更点)

項目	好事例	課題事例
1. 政労使合意 の認識	政労使合意の趣旨を理解し、具体的な会社の方針に落とし込んでいる。 ① 改訂された下請ガイドラインに基づく取組を実施した。 ② 政労使合意の趣旨を踏まえ、社内の適正取引推進マニュアルにエネルギーコストの価格転嫁についても明記した。	政労使合意を知らなかった。 ① 合意を知らなかった。 ② 特段の取組はしていない。 →社内への周知を実施。
2. 政労使合意 の趣旨を踏ま えた価格見 直し	一定の範囲で価格を見直した(引上げた)。 ① 原材料価格やエネルギーコストなどの変動を、ルールに基づき、価格改定に反映した。 ② 加工費の値上げ、補給品の価格見直しを実施した。 ③ 取引先からの申し出を受けて、少量不採算部品の価格見直しに応じている。	価格見直しを行っていない。 (「個別に要請があれば対応」など 受け身の対応)
3. 定期的な原価低減活動	定期的な価格の引下げ要請を行っておらず、合理化の成果が下請事業者に帰属しやすい。 ① 下請に対する定期的な原価低減要請はしておらず、合理化の成果は 100%下請取引先のものとしている。 (契機:下請ガイドライン策定/量産当初からベストプライスという考え方を導入) ② 他社と歩調を合わせて引下げ要請を見送った。	契約当初に長期の原価低減、価格引き下げを約束させられる(特に、海外メーカー)。
4. 原価低減活動の合理性と成果のシェア	原価低減を目指す場合、下請事業者とともに合理的な手法を検討し、果実をシェアする。 ① 下請とともに個別技術検討会を開催して、原価低減の知恵を探っている。 ② 調達部門がリードし、開発部門、工場と一緒に原価低減活動を実施しており、果実は貢献度に応じてシェアしている。 ③ 調達部門技術担当が積極的に取引先の改善提案を行い、一緒に実行している。カイゼンの果実は原則として半々でシェアしている。 ④ 協働してカイゼン活動を行い、その果実は100%取引先に帰属させている。	コミュニケーション不足により、受注 側は一律の価格引き下げと受け止める懸念もある。 ① 十分協議をして原価低減要請を行ってきているつもりであるが、一部、コミュニケーション不足により「一律〇%」と誤解されるような事があったかもしれない。 ② 過去に海外調達との比較で価格引き下げを要請したが、その後も戻してほしいという要望がないので、実力がついたのだろう。

- ⑤ すべての製品につき型番毎に原材料費の 内訳とその変動要因やカイゼン余地の有 無、増産メリット・減産リスク等の分析を行っ たものをデータベース化し、これをもとにサ プライヤーと一緒に協議して原価低減活動 を行っている。 ⑥ 主要取引先以外の相手であっても、訪問 ルールを決めて、現場を訪ねるようにして ⑦ 発注側からの削減提案についても、受注側 の貢献度に応じて、成果を配分している (平均 25%)。 ⑧ 合理的な低減アイデアを実際に実行した で価格に反映はしない)。
 - 後で、価格に反映している(机上の削減率
 - ⑨ サプライヤーと協働で原価低減、固定費削 減等を行い、成果はwin-winとなるように配 分している。一律ではなく、各社の状況を 勘案しながら、部品・部材等の品番・型番 毎に生産性向上や原価低減の余地を見て 実施している。これらは、要請段階から書 面でやりとりしている。

5. 下請ガイドラ イン

下請ガイドラインを遵守する体制を 構築。社内はもちろん、サプライチ ェーン全体への浸透に努めてい る。

- ① ガイドラインを踏まえた社内マニュアルの作 成や改訂、社内教育を行うとともに、調達 方針説明会等の場でも取引先と一緒にガ イドライン勉強会などを行ってきた結果、み な「ものを言う手強い下請」となり健全な関 係が構築できてきている。
- ② ガイドラインを一次下請全社に説明するとと もに、二次下請以降に周知してもらうよう依 頼した。
- ③ 社内用にガイドラインの概要版を作成し、 年に数回、購買担当者が読み合わせを行 っている。
- ④ ガイドラインのポイントを抜粋した解説本を 作成し、取引先にも配布している。

マニュアルは無い。社内への周知 が不十分。

- ① マニュアルを整備中、又は、今後整備す
- ② 社内への落とし込みができていない。
- ③ 社内のイントラネット等には掲載していな V)
 - → 下請ガイドラインに準拠した社内マニ ュアルを整備し、総点検を実施する。

6. 金型

一定の金型について処理する仕組 みを作り、適切に廃棄、自社保管、 又は保管料支払を行う。

- ① 補給品グループを立ち上げ「過去 4 年以 上使用実績がない金型」は廃却を検討し ている。(廃却検討ルールを明確化)
- ② 数万型の大半を自社に引上げ、残り数千 型は保管料を負担している。
- ③ 計画的に型の廃棄に取組み、1次サプライ ヤーも含め大幅な削減(数十万型につい て10年で数十%削減)を実現した。
- ④ 型の廃棄ルールを策定しており、保管料を 支払っている。(あるいは、補給品の価格 に型の保管費用相当も上乗せしている。)

廃却ルールが明確ではない。

- ① 完成車メーカー、部品メーカーなどサプラ イチェーン全体で取り組まないと、自社だ けでけ難しい
- ② トラック関係では保管期間が20年近いもの
- ③ 金型だけでなく、専用の治具で長期間保 管しているものもある。
- ④ 自動車メーカーに型廃棄を申請しても、企 業によって対応にばらつきがある。

7. 支払条件

相当部分を現金で支払い。

- ① 全額現金払いしている。
 - 下請企業への支払は、現金 80%、手形 20%としている。

手形や売掛を多用している。

- ① 全額を、手形や売掛(ファクタリング付)で支 払っている。
 - → 本年度内に支払条件の見直しを検

50%以上を現金払いとするとともに、数千 討する。 万円以下の取引については全額現金払 *下請中小企業振興法に基づく振興基準で は、下請代金はできる限り現金で、少なく いとしている。 とも賃金に相当する金額については、全額 を現金で支払うよう定めている。 8. 労働条件 取引先の賃金引き上げや労働条 労働関係費用の転嫁については、 件にも関心を持ち、配慮している。 客観的指標やサプライチェーン全 ① 取引先のベア状況も把握している。 体での考え方の整理などの課題が ② 土日出勤が継続して必要な場合には、取 ある。 引単価に反映している。 ③ コスト表に人件費レートが規定されている。 ① 労務費の転嫁について要請を受けたこと 関係労連との交渉や経営状況等を踏まえ はないが、人件費については客観的指標 があるか課題である。 ながら、必要に応じて改定している。 ② 上流部門のお客様が賃金引き上げ分を許 容してくれなければ、自社だけが取引先の 賃上げに応じるわけにはいかない。 9. コンプライア 法令を順守し、取引先の権利を守 苦情相談窓口等は設置している る体制整備。社員への浸透、取引 が、取引先等への周知が十分では ンス 先への周知についても工夫してい ない。 ① 数年前に窓口を説明して以来、最近では る。 説明していなかった。 ① 契約書以外に覚え書きを締結し、型、補給 →<u>二次以下の取引先を含めて窓</u>口を周知し 品など困り事を言いやすいようにしている。 全ての発注書に外部の顧問弁護士の連 絡先を明記している(訴えやすく)。 ② 調達における行動指針、心得を記載した 冊子を職員に配布している。 ③ 調達部門内外や社外に通報窓口を設置 し、匿名も含め、調達にかかる不正やトラ ブルの相談に対応している。 ④ コンプライアンス推進会議において、毎 月、対象取引のうち値下げをした取引の 数、その理由を責任者から報告させ、買い たたきがないか確認している。 10. サプライチ サプライチェーン全体への取組の 自社の直接取引先(ティア1)のみ ェーン全体の取 ならず、ティア 2 以降の企業を含め 浸透状況については、個社でフォ たサプライチェーン全体の取引適 ローアップするには限界もあり、業 組 正化を働きかけている。 界単位での対応も重要。 ① ティア2企業以降の情報についても把握に ① 取引先を開示しないサプライヤーもいるた 努めている。 め、ティア2以降の下請企業の全ては把握 ② ティア 1 企業に対しては、ティア 2 企業以 できていない。 降への原価低減等の取組について丁寧に ② ティア2企業以降の取組については、フォ 対応していくよう依頼している。 ローアップまではできていない。 ③ 契約書上で独禁法・下請法の遵守を記載 二次、三次下請などサプライチェーン全体

以上

への周知や配慮については、自社のみで は限界があり、工業会とも協力して、業界

の問題として取り組んでいきたい。(金型、 下請ガイドラインの普及、行動計画の策定

可能性、等)。

するなどして、取引先が行う取引について

も適正化を推進している。